

生駒市規則第6号

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月29日

生駒市長 山下 真

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年3月生駒市規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2の18の項を次のように改める。

<p>18 地震、水害、火災その他の災害により次の各号のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</p> <p>(2) 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</p>	<p>7日の範囲内の期間</p>
--	------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。